

平成28年2月19日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成 2 8 年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成 2 8 年度埼玉県公債費特別会計予算	33
第 3 号議案 平成 2 8 年度埼玉県証紙特別会計予算	36
第 4 号議案 平成 2 8 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	38
第 5 号議案 平成 2 8 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	40
第 6 号議案 平成 2 8 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	42
第 7 号議案 平成 2 8 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	45
第 8 号議案 平成 2 8 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	47
第 9 号議案 平成 2 8 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	50
第 1 0 号議案 平成 2 8 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	52
第 1 1 号議案 平成 2 8 年度埼玉県用地事業特別会計予算	54
第 1 2 号議案 平成 2 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	56
第 1 3 号議案 平成 2 8 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	61
第 1 4 号議案 平成 2 8 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	64
第 1 5 号議案 平成 2 8 年度埼玉県病院事業会計予算	67
第 1 6 号議案 平成 2 8 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	74
第 1 7 号議案 平成 2 8 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	77

	頁
第 18 号議案 平成 28 年度埼玉県地域整備事業会計予算	81
第 19 号議案 平成 28 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	84

第1号議案

平成28年度埼玉県一般会計予算

平成28年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,880,526,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		764,000,000
	1 県 民 税	342,172,000
	2 事 業 税	144,659,000
	3 地 方 消 費 税	112,646,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,404,000
	5 県 た ば こ 税	7,952,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,236,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,712,997
	8 軽 油 引 取 税	46,670,998
	9 自 動 車 税	83,521,000
	10 鉱 区 税	4,861
	11 狩 猟 税	21,138
12 旧 法 に よ る 税	6	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		210,444,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	210,444,000

3 地 方 讓 与 税		98,967,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	95,163,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,592,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	211,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,737,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,737,000
5 地 方 交 付 税		213,300,000
	1 地 方 交 付 税	213,300,000
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		1,831,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	1,831,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,084,632
	1 分 担 金	238,388
	2 負 担 金	2,846,244
8 使 用 料 及 び 手 数 料		29,049,192
	1 使 用 料	18,353,870
	2 手 数 料	10,695,322

款	項	金 額
9 国 庫 支 出 金		176,383,252
	1 国 庫 負 担 金	127,439,771
	2 国 庫 補 助 金	43,241,634
	3 委 託 金	5,701,847
10 財 産 収 入		9,638,038
	1 財 産 運 用 収 入	7,081,284
	2 財 産 売 払 収 入	2,556,754
11 寄 附 金		120,043
	1 寄 附 金	120,043
12 繰 入 金		93,306,231
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,321,932
	2 基 金 繰 入 金	89,984,299
13 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
14 諸 収 入		35,809,612
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	2,170,494

	2 預 金 利 子	50,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,530,815
	4 受 託 事 業 収 入	2,802,969
	5 収 益 事 業 収 入	14,203,765
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	32,000
	7 雑 入	12,019,569
15 県 債		240,356,000
	1 県 債	240,356,000
歳 入 合 計		1,880,526,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,177,299
	1 議 会 費	3,177,299
2 総 務 費		93,252,626
	1 総 務 管 理 費	21,726,335
	2 企 画 費	4,154,608
	3 県 民 費	13,130,652
	4 環 境 費	11,371,053
	5 徴 税 費	27,869,808
	6 市 町 村 振 興 費	5,244,515
	7 選 挙 費	2,403,766
	8 防 災 費	5,771,225
	9 統 計 調 査 費	955,974
	10 人 事 委 員 会 費	302,366
11 監 査 委 員 費	322,324	
3 民 生 費		347,664,259
	1 社 会 福 祉 費	259,359,438

	2 児 童 福 祉 費	76,143,968
	3 生 活 保 護 費	11,654,537
	4 災 害 救 助 費	506,316
4 衛 生 費		69,965,037
	1 公 衆 衛 生 費	29,235,052
	2 環 境 衛 生 費	5,718,552
	3 保 健 所 費	3,864,578
	4 医 薬 費	21,329,804
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,817,051
5 労 働 費		5,803,996
	1 労 政 費	1,860,601
	2 職 業 訓 練 費	3,779,876
	3 労 働 委 員 会 費	163,519
6 農 林 水 産 業 費		22,301,201
	1 農 業 費	8,359,091
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	463,330
	3 畜 産 業 費	1,249,630

款	項	金額
	4 林業費	4,771,275
	5 農地費	7,457,875
7 商工費		17,185,063
	1 商工業費	17,069,379
	2 観光費	115,684
8 土木費		106,116,129
	1 土木管理費	11,426,051
	2 道路橋りょう費	45,088,578
	3 河川費	26,638,281
	4 都市計画費	21,617,044
	5 住宅費	1,346,175
9 警察費		143,978,378
	1 警察管理費	132,757,315
	2 警察活動費	11,221,063
10 教育費		534,055,508
	1 教育総務費	65,250,007

	2 小 学 校 費	162,194,241
	3 中 学 校 費	100,778,387
	4 高 等 学 校 費	105,341,347
	5 特 别 支 援 学 校 費	41,858,695
	6 大 学 費	2,234,656
	7 私 立 学 校 費	50,801,231
	8 社 会 教 育 費	4,502,132
	9 保 健 体 育 費	1,094,812
11 災 害 復 旧 費		31,293
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	19,873
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,420
12 公 債 費		278,360,713
	1 公 債 費	278,360,713
13 諸 支 出 金		258,134,498
	1 公 营 企 業 支 出 金	17,026,498
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	104,186,000
	3 利 子 割 交 付 金	1,000,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	8,735,000
	5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	6,464,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	107,765,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,645,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,900,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,401,000
	10 利 子 割 精 算 金	12,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,880,526,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	青少年総合野外活動センター解体事業費	572,740	平成28年度	400,918
				平成29年度	171,822
	4 環境費	環境整備センター埋立事業費(浸出下水道放流管敷設工事)	670,000	平成28年度	540,000
				平成29年度	130,000
8 土木費	4 都市計画費	ラグビーワールドカップ2019会場整備費	12,402,000	平成28年度	1,314,059
				平成29年度	8,487,941
				平成30年度	2,600,000
9 警察費	1 警察管理費	所沢警察署庁舎建設費	4,641,705	平成28年度	314,183
				平成29年度	656,515
				平成30年度	3,009,859
				平成31年度	661,148
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎解体事業費(平成28年度着工分)	367,251	平成28年度	330,526
				平成29年度	36,725

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成28年度発行分）	平成28年度から平成38年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
電子申請共同システム開発	平成29年度	47,326
県庁舎設備改修事業	平成29年度	480,345
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から平成43年度まで	8,368

私立学校振興資金融資損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額について、当該貸付額の100分の 10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成38年度まで	44,850
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成28年 度融資分）	平成29年度から 平成48年度まで	295,260
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成 28年度融資分）	平成28年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成11年度保証分・ 平成28年度損失補償対象期間延長分）	平成28年度から 平成36年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼 玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことに よって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し た額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
<p>小規模事業資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から 平成46年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から 平成46年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該</p>

		当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額
経営安定資金損失補償(平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	平成28年度から平成36年度まで	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
経営安定資金損失補償(平成28年度保証分)	平成28年度から平成43年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額

事 項	期 間	限 度 額
		<p>(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあっては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償(平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成28年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

<p>経営支援緊急融資損失補償（平成10年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成28年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から平成46年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償(平成16年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	平成28年度から平成36年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
借換資金損失補償(平成28年度保証分)	平成28年度から平成46年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額

<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から平成43年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成28年度融資分）</p>	<p>平成29年度から平成43年度まで</p>	<p>2,412,575</p>
<p>勤労者支援資金損失補償（平成28年度保証分）</p>	<p>平成28年度から平成34年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（平成28年度契約分）	平成29年度から 平成30年度まで	1,277,105
農地利用集積事業資金損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度から 平成39年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成49年度まで	147,306
農業災害復旧経営資金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成35年度まで	2,925
農業災害復旧経営資金損失補償（平成28年度融資分）	平成28年度から 平成35年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

卸売市場施設整備資金利子補助（平成28年度融資分）	平成29年度から 平成35年度まで	1,183
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成28年度借入分）	平成28年度から 平成79年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成28年度取得分）	平成29年度から 平成38年度まで	1,344,467

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成28年度借入分）	平成28年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成28年度借入分）	平成28年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
道路改築事業	平成29年度	400,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成29年度	600,000

社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 2 9 年 度	350,000
埼玉スタジアム 2 0 0 2 公園監視カメラ設備更新事業	平成 2 9 年 度	240,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 8 年度建設分）	平成 2 9 年度から 平成 5 2 年度まで	185,872
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 8 年度契約分）	平成 2 9 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	22,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	800,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	9,623,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	89,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	40,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	45,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同上	同上	同上

広域廃棄物埋立処分場整備事業	500,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,287,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所)負担金	295,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
発達障害総合支援センター(仮称) 設備整備事業	33,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費(発達障害 総合支援センター(仮称))負担金	293,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,266,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業	3,861,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	110,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	454,000	同 上	同 上	同 上
越谷児童相談所一時保護所棟整備事業	26,000	同 上	同 上	同 上
県民健康福祉村改修事業	105,000	同 上	同 上	同 上
大学附属病院等整備事業	6,295,000	同 上	同 上	同 上
地域医療教育センター（仮称）設備整備事業	34,000	同 上	同 上	同 上

小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構)負担金	478,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	13,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	116,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	495,000	同	上	同	上	同	上
水産研究所施設整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	71,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	39,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	27,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	125,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	239,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独治山事業	235,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
治山事業	102,000	同 上	同 上	同 上
地すべり防止事業	40,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	183,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	770,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	378,000	同 上	同 上	同 上
旧農業大学校等解体事業	1,239,000	同 上	同 上	同 上

県単独道路建設事業	18,950,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	271,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,034,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	5,390,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,565,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	330,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	383,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	13,289,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	914,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	2,580,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	1,737,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	3,989,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	502,000	同 上	同 上	同 上
警察職員退職手当	800,000	同 上	同 上	同 上
警察署等低公害車整備事業	34,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	4,439,000	同 上	同 上	同 上

交通安全施設整備事業	1,089,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	5,400,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,522,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	965,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	622,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	1,001,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	239,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	534,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	7,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	4,786,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	127,600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第2号議案

平成28年度埼玉県公債費特別会計予算

平成28年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ572,456,559千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		314,509,559
	1 一 般 会 計 繰 入 金	196,594,710
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,697,849
	3 基 金 繰 入 金	116,217,000

款	項	金 額
2 県 債		257,947,000
	1 県 債	257,947,000
歳 入	合 計	572,456,559

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		572,456,559
	1 公 債 費	572,456,559
歳 出	合 計	572,456,559

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成13年度、平成18年度 及び平成23年度発行 県債償還金	256,861,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成18年度発行県債償還金	1,086,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成28年度埼玉県証紙特別会計予算

平成28年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,734,769千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		16,734,768
	1 証 紙 収 入	16,734,768
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	16,734,769

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		16,726,769
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,726,769
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	16,734,769

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成28年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,713,411千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		39,570
	1 財 産 運 用 収 入	39,570
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,173,840

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,173,840
歳 入	合 計	13,713,411

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,713,411
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,713,411
歳 出	合 計	13,713,411

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成28年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,076千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		200,887
	1 国 庫 負 担 金	200,887
2 財 産 収 入		16,300
	1 財 産 運 用 収 入	16,300
3 繰 入 金		200,887
	1 基 金 繰 入 金	200,887
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	418,076

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		418,076
	1 救助費	401,775
	2 基金積立金	16,301
歳出	合計	418,076

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成28年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,056,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		31,719
	1 繰 入 金	31,719
2 繰 越 金		544,187
	1 繰 越 金	544,187

3 諸 収 入		452,126
	1 貸 付 金 元 利 収 入	448,419
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	3,702
4 県 債		28,080
	1 県 債	28,080
歳 入 合 計		1,056,112

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,056,112
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,056,112
歳 出 合 計		1,056,112

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28,080	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成28年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成28年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ494,225千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,746
	1 繰 入 金	6,746
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		385,479
	1 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	385,375
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	494,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		492,225
	1 資 金 貸 付 費	492,225
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	494,225

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第8号議案

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成28年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,824千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,384
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	22,353
2 就農支援資金業務勘定収入		396
	1 繰 入 金	356
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		9,451
	1 繰越金	9,451
4 農業改良資金業務勘定収入		1,593
	1 繰入金	1,280
	2 繰越金	248
	3 諸収入	65
歳入	合計	33,824

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,384
	1 就農支援資金貸付費	22,384
2 就農支援資金業務勘定		396
	1 管理指導事務費	386
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		9,451
	1 農業改良資金貸付費	9,451
4 農業改良資金業務勘定		1,593
	1 管理指導事務費	1,393
	2 予備費	200
歳 出 合 計		33,824

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第9号議案

平成28年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成28年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,700千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定 収 入		59,000
	1 繰 入 金	70
	2 繰 越 金	43,062
	3 諸 収 入	15,868
2 業 務 勘 定 収 入		700
	1 繰 越 金	590
	2 諸 収 入	110
歳 入	合 計	59,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		59,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	59,000
2 業 務 勘 定		700
	1 管 理 指 導 事 務 費	680
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	59,700

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成28年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成28年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,664千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		872
	1 財 産 運 用 収 入	872
2 繰 入 金		17,076
	1 繰 入 金	17,076
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		32,715

	1 貸付金元利収入	32,714
	2 雑収入	1
歳入	合計	50,664

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		49,664
	1 本多静六博士育英事業費	49,664
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	50,664

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 8 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 8 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,787,842千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		787,840
	1 財 産 運 用 収 入	76,137
	2 財 産 売 払 収 入	711,703
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,787,842

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,787,842
	1 用地事業費	1,787,842
歳出	合計	1,787,842

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 2 号議案

平成 2 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成 2 8 年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,234,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,223,167
	1 住 宅 使 用 料	8,223,167

2 国 庫 支 出 金		2,106,185
	1 国 庫 補 助 金	2,106,185
3 財 産 収 入		51,616
	1 財 産 運 用 収 入	51,616
4 繰 入 金		1,351,280
	1 繰 入 金	1,351,280
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		367,892
	1 敷 金 運 用 収 入	1,028
	2 雑 入	366,864
7 県 債		2,134,000
	1 県 債	2,134,000
歳 入 合 計		14,234,141

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,181,902
	1 住 宅 管 理 費	5,436,308
	2 住 宅 建 設 費	4,745,594
2 繰 出 金		3,155,739
	1 繰 出 金	3,155,739
3 公 債 費		886,500
	1 公 債 費	886,500
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,234,141

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成28年度公営住宅建設費	1,338,179	平成28年度	88,960
				平成29年度	255,110
				平成30年度	650,248
				平成31年度	343,861
		平成28年度公営住宅団地再生事業費	1,356,837	平成28年度	34,333
				平成29年度	240,034
				平成30年度	890,577
				平成31年度	191,893

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,134,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成28年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ566,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		511,460
	1 繰 入 金	511,460

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		54,603
	1 貸 付 金 元 利 収 入	54,111
	2 預 金 利 子	117
	3 雑 入	375
歳 入	合 計	566,065

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		566,065
	1 高等学校等奨学金事業費	566,065
歳 出	合 計	566,065

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成28年度保証分）	平成28年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,764,335千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		54,778
	1 入 場 料 収 入	54,777
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		27,030,762
	1 投 票 券 発 売 収 入	26,974,761
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		241,928

	1 財 産 運 用 収 入	241,927
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		202,000
	1 繰 入 金	202,000
5 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
6 諸 収 入		234,865
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	234,863
歳 入	合 計	27,764,335

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		218,552
	1 公 営 競 技 総 務 費	218,552
2 公 営 競 技 事 業 費		27,336,018
	1 公 営 競 技 事 業 費	27,336,018
3 繰 出 金		203,765
	1 繰 出 金	203,765
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		27,764,335

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成28年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	503床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	97,107人	80,336人
がんセンター	153,352	226,683
小児医療センター	82,559	135,350
精神医療センター	56,575	31,229

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	266 人	331 人
が ん セ ン タ ー	420	933
小 児 医 療 セ ン タ ー	226	566
精 神 医 療 セ ン タ ー	155	129

3 主なる建設改良事業 32,652,841 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	49,366,250 千円
第1項 医業収益	39,075,549 千円
第2項 医業外収益	10,137,035 千円
第3項 特別利益	153,666 千円

支 出

第1款	病院事業費用	54,254,978 千円
第1項	医業費用	51,984,658 千円
第2項	医業外費用	964,856 千円
第3項	特別損失	1,285,464 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,455,266千円は、減債積立金500,552千円及び過年度分損益勘定留保資金954,714千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	33,247,096 千円
第1項	企業債	29,655,000 千円
第2項	他会計負担金	1,340,966 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	国庫補助金	10,950 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	受託金	2,240,177 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	34,702,362 千円
第1項 建設改良費	32,652,841 千円
第2項 企業債償還金	2,049,521 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター医療情報システム開発	平成 2 9 年 度	502,604

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 29,655,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

24,112,576 千円

(2) 交 際 費

800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,494,665千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 器械備品

名 称 磁気共鳴画像診断装置

数 量 一 式

種 類 器械備品

名 称 医療用直線加速装置

数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 血管X線撮影装置（循環器・呼吸器病センター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 血管X線撮影装置（小児医療センター）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 X線CT装置
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 磁気共鳴画像診断装置（機能向上）
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 SPECT-CT装置
数 量 一 式

種 類 器械備品
名 称 デジタルX線画像診断システム
数 量 一 式

平成28年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第16号議案

平成28年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	148 社
(2) 年間総給水量	70,785,000 m ³
(3) 一日平均給水量	193,932 m ³
(4) 主なる建設工事	482,919 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			2,011,873 千円
第1項 営業収益			1,761,215 千円
第2項 営業外収益			250,657 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			1,846,749 千円

第1項	営業費用	1,809,150 千円
第2項	営業外費用	33,598 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額421,131千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,252千円、建設改良積立金140,000千円、減債積立金140,598千円及び過年度分損益勘定留保資金64,281千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		1,334,290 千円
第1項	建設補助金		229,400 千円
第2項	長期貸付金償還金		1,104,000 千円
第3項	他会計補助金		888 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,755,421 千円
第1項	建設改良費		1,614,823 千円

第2項 企業債償還金

140,598 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

278,680 千円

(2) 交際費

41 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,603千円と定める。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第17号議案

平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,309,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,729,614 m ³
(4) 主なる建設工事	11,238,630 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,746,738 千円
第1項 営業収益			42,332,522 千円
第2項 営業外収益			5,414,215 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,173,680 千円

第1項	営業費用	40,976,803 千円
第2項	営業外費用	5,156,876 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,069,141千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,282,926千円及び過年度分損益勘定留保資金16,786,215千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資本的収入	23,256,368 千円
第1項	建設補助金	3,513,670 千円
第2項	企業債	12,500,000 千円
第3項	他会計出資金	7,020,000 千円
第4項	他会計補助金	222,529 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	168 千円

支 出

第1款	資本的支出	41,325,509 千円
第1項	建設改良費	24,325,896 千円
第2項	企業債償還金	10,831,698 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,104,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,023,915 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場中央系上水2号急速攪拌池電気設備更新工事	平成29年度	63,000
大久保浄水場水処理薬品貯槽等増設工事	平成29年度	626,000
新三郷浄水場送水ポンプ可変速装置更新工事	平成29年度から 平成30年度まで	2,231,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため
限度額 12,500,000千円
起債の方法 普通貸借又は証券発行
利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,419,485 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、849,402千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、544,090千円と定める。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第18号議案

平成28年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	245,099 m ²
(2) 主なる建設工事	5,807,492 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			9,690,159 千円
第1項 営業収益			9,568,381 千円
第2項 営業外収益			101,778 千円
第3項 特別利益			20,000 千円
	支	出	
第1款 事業費			8,789,614 千円
第1項 営業費用			8,661,304 千円
第2項 営業外費用			17,115 千円

第3項 特別損失	91,195 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,741,876千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,051千円及び過年度分損益勘定留保資金4,739,825千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,515,342 千円
第1項 長期貸付金償還金	1,510,062 千円
第2項 他会計補助金	5,278 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 雑収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	6,257,218 千円
第1項 建設改良費	5,963,965 千円
第2項 建設準備費	93,253 千円
第3項 予備費	200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居スマート I C 西地区産業団地 整備事業	1,797,624	平成28年度	608,942
				平成29年度	604,695
				平成30年度	583,987

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 347,599 千円

(2) 交際費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,945千円である。

平成28年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第19号議案

平成28年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	661,662,145 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,812,773 m ³
(4) 主なる建設工事	21,806,718 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,064,799 千円
第1項 営業収益		29,912,223 千円
第2項 営業外収益		21,152,575 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,865,382 千円
第1項	営 業 費 用	49,923,881 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,880,500 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,173,186千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,937千円、過年度分損益勘定留保資金485,227千円及び当年度分損益勘定留保資金4,620,022千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	27,255,008 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,909,301 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,742,480 千円
第3項	企 業 債	7,783,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	623,134 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	196,993 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	99 千円

支 出

第1款 資本的支出	32,428,194 千円
第1項 建設改良費	24,758,341 千円
第2項 企業債償還金	7,669,853 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成28年度契約分)	平成29年度	400,000
荒川左岸北部流域下水道事業(平成28年度契約分)	平成29年度	3,242,000
荒川右岸流域下水道事業(平成28年度契約分)	平成29年度から 平成30年度まで	2,378,000
中川流域下水道事業(平成28年度契約分)	平成29年度から 平成30年度まで	6,360,000
利根川右岸流域下水道事業(平成28年度契約分)	平成29年度	765,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 7,783,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,264,135 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,949,018千円である。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司